

令和4年度 社会福祉法人 玉城町社会福祉協議会事業計画

<理 念>

笑顔広がる 人づくり 地域づくり つながりづくり の実現に向けて

I 事業方針

新型コロナウイルス感染症の拡大は、人々の生活に大きな影響を及ぼしています。社会・経済の停滞は、所得や雇用機会の減少となり、減収や失業による生活困窮等の課題が顕在化しました。また、長期化する外出自粛による高齢者等の孤立や心身への影響も新たな課題となっています。

しかし一方で、これまで民生委員児童委員やボランティアの皆さんなど地域住民主体で取り組んできた、きめ細かな見守り訪問活動は、大人数での交流が制限されるなかでも、改めて地域のつながりの意義を確認する機会となりました。

これら地域福祉活動支援については、これまでの活動を大切にしながら、新型コロナウイルス感染症の拡大をきっかけに生まれた、リモートシステムを新たな繋がりづくりに取り組んでいく必要があります。

また、とりわけ介護・障害分野においては、在宅福祉事業を中心に支援する本会において、感染予防と感染防止対策を講じ利用者個々のニーズに合った運営を心掛けています。

以上のように、コロナ禍において様々な制限が加わる中であっても、地域福祉を推進する中核的な団体として新しいソーシャルアクションを創造し、課題解決にも迅速に対応すべく町や関係機関、団体などと連携による生活支援、質の高いサービスの充実に努めるとともに、町民一人一人に寄り添うことのできる社協を目指し、職員が一丸となって各事業を推進してまいります。

II 重点項目

1. 法人運営
2. 地域福祉事業の推進
3. 相談・援助事業の推進
4. 受託事業の運営
5. 募金活動の推進
6. 在宅福祉事業の運営
7. 地域住民からのニーズ事業の実施

III 事業実施項目

1. 法人運営

- ①法人運営の経営体制の強化を図ります。
 - ・理事会の開催
 - ・役員会の開催
 - ・評議員会の開催
 - ・各種法令に基づく諸規程の整備及び改正
 - ・適正な会計処理の実施
 - ・情報公開への適切な対応
 - ・個人情報保護法に基づく適切な情報管理
 - ・職員の適正配置及び将来計画の検討
 - ・非常対策マニュアルの見直し・検討
- ②会員制度の推進並びに会費の増強を図ります。
 - ・会員制度について周知を図り、会員の拡大
- ③社会福祉協議会の役割や活動を周知し、福祉活動への町民参加を促進する広報活動の強化を図ります。
 - ・社会福祉大会の開催
 - ・元気ですたまきまつりの開催
 - ・「社協だより」の発行
 - ・ホームページによる情報提供の強化
- ④役員・職員の資質向上のため研修に取り組みます。
 - ・役職員研修の開催
 - ・職種別職員研修会の開催
 - ・関係機関が開催する研修会への派遣
 - ・オンラインを取り入れた研修会等への参加
- ⑤各種関係機関・団体との連携強化を図ります。
 - ・民生児童委員協議会、福祉協力員等福祉団体との連携強化
 - ・福祉団体行事への協力
 - ・近隣社会福祉協議会との情報交換による連携強化
 - ・オンラインを取り入れた会議等への参加による連携強化

2. 地域福祉事業の推進

①身近な地域で福祉サービスを享受できる地域づくりを進めます。

＜老人福祉活動事業＞

- ・サロン事業（高齢者サロン）
- ・安否確認（ほのぼのの便、歳末援護事業（まごころ訪問））
- ・お風呂サロンの開催
- ・独居高齢者支援事業ぴんの会の開催
- ・給食サービス（第1、3）、配食サービス（第2、4、5）
- ・安心配達事業の実施
- ・楽笑会の開催（手紙での世代間交流）
- ・ちょこっと有償ボランティアの充実
- ・思いやり de プロジェクト（思いやりパック、生活応援サービス）

②積極的に社会参加できる環境づくりに努め地域福祉事業を強化します。

＜福祉育成・援助活動事業＞

- ・元気ですたまき委員会の運営
 - 第3期地域ふくし力向上計画の周知・啓発
 - 民生委員、福祉協力員との意見交換
 - あいさつ強化運動（明るく声かけ玉城の日）
 - あいさつ人及びあいさつ場所の拡充
 - 地域福祉座談会の開催
 - 元気ですたまき体操の推進（オリジナル健康体操）
- ・あいさつウォーキングの活動展開
- ・車いす及び物品貸し出し事業
- ・集いの場創生事業（ライブスペース勢の！）の実施

③ボランティア活動及び福祉教育を推進します。

＜ボランティア活動育成事業＞

イ) ボランティアを養成し、登録者の拡充と活動を支援します。

- ・ボランティアセンター活動の充実
- ・ボランティア講座を開催し、意識の啓発、情報の提供
- ・防災ボランティア、災害ボランティアの養成と災害ネットワーク支援事業の展開

・わが町クリーンアップの活動

ロ) 町内の全学校を福祉協力校に指定し、児童生徒の福祉意識の高揚と活動への積極的な参加促進を図ります。

- ・福祉体験教室の開催
- ・福祉協力校の育成及び活動への助成
- ・児童生徒の福祉参画を促進

ハ) その他

- ・地域を支える勉強会

④障がい者（児）の自立と社会参加を促進し、みんなの理解を深め交流の輪を広めます。

<障がい児・者福祉活動事業>

- ・たまリンピック
- ・手話っちカフェ
- ・シッパスハーモニー&はっぴいの開催

3. 相談・援助事業の推進

- ①福祉相談機能の充実強化を図り、関係機関との連携のもとに問題解決に努めます。
 - ・民生児童委員、人権擁護委員、行政相談員が連携した心配ごと相談
- ②生活福祉資金及び世帯更生資金の有効活用を図り、低所得者世帯の生活安定と福祉向上に努めます。
- ③日常生活を営むのに支障がある方に対し、福祉サービスの利用に関する相談・助言や、手続き・支払い等の援助を行います。
 - ・日常生活自立支援事業
 - ・生活困窮者自立支援事業（事業主体：県社協）

4. 受託事業の運営

- ①高齢者福祉、青少年の育成、その他公共的活動の移動手段としたバス運行を行います。
 - ・研修バス運行
 - ・福祉バス運行
 - ・介護バス運行
- ②住民の外出支援のためのバス運行を行います。
 - ・オンデマンド方式による元気バスの運行
- ③各種福祉団体事業の運営を行います。
 - ・民生児童委員協議会の運営
 - ・老人クラブ連合会、町身体障害者福祉会、手をつなぐ親の会、町母子寡婦福祉会、町遺族会の5団体
- ④高齢者等交通安全対策事業（免許返納）
- ⑤生活支援体制整備事業（生活支援コーディネーター事業）

5. 各種募金活動の推進

- ①日本赤十字社募金の積極的協力、地域福祉活動の財源確保に努めます。
 - ・日赤募金（5月）
- ②共同募金活動を積極的に行い、地域福祉活動の財源確保に努めます。
 - ・共同募金委員会の運営
 - ・共同募金（10月）
 - ・歳末助け合い募金（12月）
 - ・三重の赤い羽根共同募金共同募金百貨店プロジェクト
- ③災害義援金への協力・活動を行います。
 - ・チャリティ募金活動

6. 在宅福祉事業の運営

①介護保険サービス提供体制の充実強化を図るとともに、職員の資質向上に努め、良質で安定した介護保険サービスの提供を行います。

- 介護給付
 - ・居宅介護支援事業（ケアマネジメント）
 - ・訪問介護事業（ホームヘルプサービス）
 - ・通所介護事業（デイサービス）
- 予防給付
 - ・介護予防居宅介護支援事業
 - ・介護予防訪問介護事業
 - ・介護予防通所介護事業

②障害者総合支援法に基づくサービス提供体制の充実強化を図るとともに、職員の資質向上に努め、良質で安定した障害者サービスの提供を行います。

- 生活介護事業（夢工房たまき）
- 相談支援事業（みらい）
- 居宅介護事業（ホームヘルプサービス）
- 移動支援事業（ホームヘルプサービス）＜地域活動支援町単独事業＞

③安全安心な移送サービスを提供します。

- ・福祉有償運送事業

7. ニーズ事業の実施

①地域住民の様々なニーズに対し、開拓性、創造性、即応性をもった事業を行います。

- ・シルバー人材センター事業の運営